平成２７年（フ）第２７５号
仙台市青葉区広瀬町４－８－1904、住民票上の住所兵庫県西宮市霞町５番20―406号
破産者　坂田　京子
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１１号
山形県鶴岡市三瀬字殿田385、開始決定時の住所山形県鶴岡市稲生１丁目３番11―32号どんぐり第２住宅
破産者　渡邊　　均
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第１２号
山形県鶴岡市三瀬字殿田385、開始決定時の住所山形県鶴岡市稲生２丁目22番29―11号
破産者　渡邊とみ子
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第３２号
山形県飽海郡遊佐町小松字丸川戸65番地
破産者　大場　光一
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第４６号
茨城県北茨城市磯原町磯原２丁目122番地ヒューマンハイム磯原206号
破産者　坂野　幸太
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第５１号
神奈川県茅ヶ崎市松林３丁目12番29号
破産者　増田　晋弥
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３２号
岐阜県多治見市滝呂町８丁目149番地
破産者　加地　笑子
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第３４号
岐阜県土岐市泉中窯町４丁目30番地　ハーモニーＳ　Ａ－２号
破産者　杉山　芳宏
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第６３号
岐阜県瑞浪市明世町山野内291番地　レオパレス沼　105号
破産者　富田　真治
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第６０８号
静岡県焼津市下小田421番地の１　サランテＡ203号
破産者　岩崎庄一郎
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４号
滋賀県蒲生郡竜王町大字山面35番地261、開始決定時の住所滋賀県近江八幡市丸の内町６番地52
破産者　ココハウス陽光こと　川原　　進
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第９０号
滋賀県愛知郡愛荘町南野々目138番地
破産者　野々村　武
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第５００２号
大阪府守口市日光町５番11―205号
破産者　吉田　紀子
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５８３号
川崎市高津区下作延２丁目７－24　ＣＡＳＡＭＡＤＥＲＡ　406号室、申立時の住所大阪市生野区林寺３丁目８番18号
破産者　別所　栄二
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０１１号
大阪府茨木市耳原１丁目１番40号の８、開始決定時大阪府茨木市耳原３丁目２番18号
破産者　小野田猶子
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５４９号
大阪府守口市西郷通１丁目４番５号
破産者　岩本　信夫
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５８７号
大阪市西淀川区千舟３丁目１番22号　ルネッサンスペニス２Ｈ号室
破産者　岡野　昌也
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８００号
大阪府八尾市南太子堂１丁目３番38―101号
破産者　中島　一志
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３０４号
大阪市北区南森町２丁目３番７―505号、前住所大阪府東大阪市南鴻池町２丁目５番７号
破産者　田島　　直
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部